

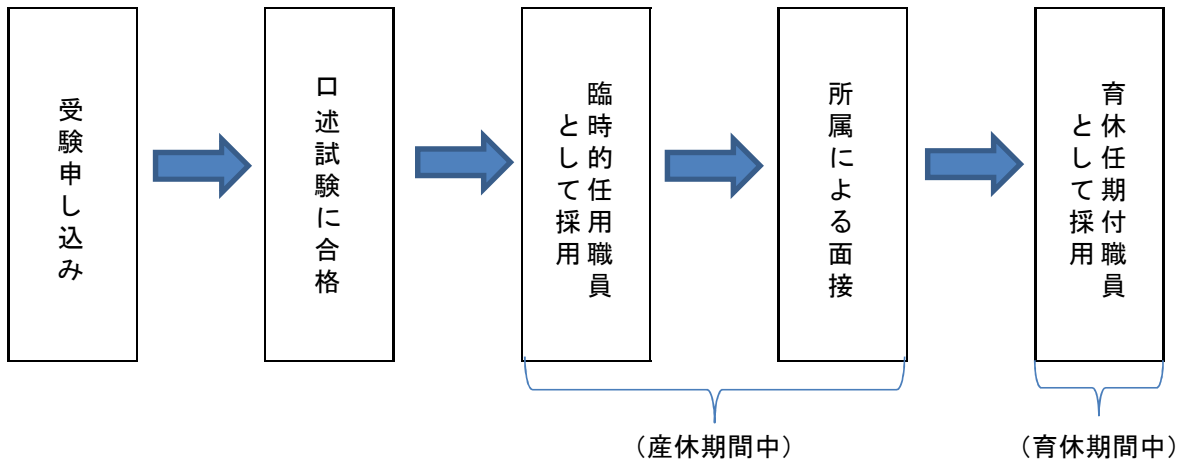
# 兵庫県産休・育休代替職員（県立こども病院）採用試験案内

- ◇受付期間 令和7年1月15日（水）まで
- ◇試験日 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ◇勤務場所 兵庫県立こども病院

## 1 産休・育休代替職員について

- (1) 今回募集する産休・育休代替職員とは、県立こども病院で産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) 職員の産休期間中は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (3) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (4) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (5) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用されない場合があります。
- (6) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

### 【採用までの流れ】



## 2 募集職種・採用予定人員・職務内容

| 職種    | 採用予定人員 | 職務内容                       |
|-------|--------|----------------------------|
| 心理判定員 | 1名程度   | 県立こども病院で行う心理判定業務、その他日常業務全般 |

(注) 1 採用予定人員は、変更することがあります。

### 3 受験資格

- (1) 公認心理師もしくは臨床心理士免許を有する方
- (2) 学校教育法による大学または旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業したもの
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) ウェクスラー検査、新版K式発達検査が実施でき、所見作成が出来る

### 4 申込方法等

- (1) 申込方法
  - ア 受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送してください。
  - イ 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡します。
- (2) 申込先

|   |
|---|
| 申込先   |
| 〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7<br>兵庫県立こども病院<br>TEL 078-945-7300 |

### 5 選考試験方法

- (1) 口述試験  
責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。  
(一人20分程度)
- (2) 試験日  
申込み後、別途お知らせします。
- (3) 試験会場  
兵庫県立こども病院

### 6 合格発表

書類選考および面接試験後、7日以内に文書もしくは電話連絡にて通知します。

### 7 任用期間

- (1) 臨時的任用職員  
令和7年3月上旬～  
※終了日は職員の産休期間に応じて決定します。  
※勤務開始日日応相談
- (2) 育休任期付職員  
職員の育児休業期間に応じて決定します(最長約2年10ヶ月)。なお一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

## 8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

月額 246,806 円～282,361 円（昇給あり：ただし上限あり）

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※2 報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(4) 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) その他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

## 9 その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。